

付 議 第 6 号

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並び
に個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
議案に係る意見聴取に関する議案

令和 7 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組
織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高
知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求
めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

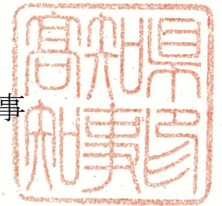
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 439 号
令和 7 年 2 月 6 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
- 4 こうちグローバル人材育成基金条例議案
- 5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 8 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 9 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 10 日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 11 令和 7 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 12 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 13 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 14 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
議案

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第 1 条 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 9 の項を削り、10の項を 9 の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を削り、17の項を15の項とし、18の項を16の項とし、19の項を17の項とし、20の項を18の項とし、21の項を19の項とし、22の項を20の項とし、23の項を21の項とし、24の項を22の項とし、25の項を23の項とし、26の項を24の項とし、27の項を25の項とし、28の項を26の項とし、29の項を27の項とし、同表30の項中「31の項」を「29の項」に改め、同項を同表28の項とし、同表中31の項を29の項とし、32の項を30の項とし、33の項を31の項とし、34の項を32の項とし、35の項を33の項とし、36の項を34の項とし、37の項を35の項とし、38の項を36の項とし、39の項を37の項とし、40の項を38の項とし、41の項を39の項とし、42の項を40の項とし、43の項を41の項とし、44の項を42の項とする。

(高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4条第2項中「前項の別表第1（6）の項から（9）の4の項まで及び（15）の項から（19）の項まで」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年^{デジタル庁}総務省令第8号）の表の第7号から第9号まで及び第11号の上欄に掲げる者のうち県の機関が行う同表のこれらの号の下欄に掲げる事務並びに前項の別表第1（4）の項から（6）の項まで及び（11）の項から（13）の項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

1 県の機関	2 事務
(1) 知事	高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）による高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 知事	県が実施する精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び介護に要する費用に充てるための手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(3) 知事	県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
(4) 知事	県が実施する児童生徒に対して授業料等減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
(5) 知事	県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(6) 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
(7) 知事	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）による従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
(8) 教育委員会	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第6条第1項の規定に基づく県立高等学校の授業料又は受講料

	の減免に関する事務であって規則で定めるもの
(9) 教育委員会	高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）による修学奨励資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
(10) 教育委員会	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
(11) 教育委員会	県が実施する家計急変による経済的理由により県立高等学校の授業料又は受講料の納付が困難となった生徒に対する当該授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
(12) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(13) 教育委員会	県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の(1)の項中「別表第1(2)の項」を「別表第1(1)の項」に、「生活保護法による保護」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護」に改め、同表の(2)の項中「別表第1(4)の項」を「別表第1(3)の項」に改め、「((3)の項において「児童扶養手当関係情報」という。)」を削り、同表の(3)の項を次のように改める。

(3) 削除		
--------	--	--

別表第2の(4)の項中「別表第1(10)の項」を「別表第1(7)の項」に改める。

別表第3の(1)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改め、同表の(3)の項中「外国人生活保護の実施」を「生活に困窮する外国人に対して生活保護法による措置に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例第2条第5号及び第6号の改正規定 令和7年4月1日
- (3) 第2条の規定（前号に掲げる規定を除く。） 規則で定める日

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）の施行により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が一部改正されたこと等を考慮し、住民基本台帳法に基づき条例で定めることにより県が本人確認情報を利用することができる事務並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき県の機関による個人番号の利用及び同一の県の機関内で個人番号を含む特定個人情報の授受を行う庁内連携をすることができる事務に係る規定の整備をするとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第46号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするものである。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（マイナンバー条例）及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

〈市町村振興課〉

参考資料 2

（１）マイナンバー及び住基ネットの独自利用事務の整理

概要

法改正によるマイナンバー及び住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用範囲の拡大を受けて、条例でマイナンバーや住基ネットを利用可能としている事務の整理を行うもの

＜マイナンバー法改正内容①＞

- ・法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、主務省令に定めることでマイナンバーの利用を可能に（準法定事務）

例）生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施、肝炎治療特別促進事業の実施、高等学校等学び直し支援金の支給、特定疾患治療研究事業の実施等、国の通知や要綱に基づき地方公共団体等が処理する事務

＜マイナンバー条例改正＞

- ・条例で県独自にマイナンバーを利用可能としていた事務のうち、準法定事務と重複する事務を削除
施行期日：規則で定める日（令和 7 年 6 月予定）

- ・生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施
- ・ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成
- ・高等学校等学び直し支援金の支給
- ・高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- ・高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- ・高等学校等専攻科修学支援金の支給

＜マイナンバー法改正内容②＞

- ・国家資格等関係事務において、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するため、マイナンバーの利用を可能に
例）准看護師、栄養士、保育士、介護支援専門員（県が資格管理者）その他医師等県を経由する国家資格関係事務等

＜住民基本台帳法改正内容＞

- ・①②に合わせて、マイナンバーの準法定事務や国家資格等関係事務で住基ネットによる本人確認情報の照会を可能に

＜住民基本台帳法施行条例改正＞

- ・条例で県独自に住基ネットを利用可能としていた事務のうち、法改正により住基ネット利用可能となった事務と重複する事務を削除
施行期日：公布の日

- ・特定疾患治療研究事業に伴う特定疾患医療受給者証の交付の申請又は受給者の氏名等の変更の届出に係る事実についての審査
- ・介護支援専門員の登録の申請又は変更の届出に係る事実についての審査

（２）マイナンバー法の引用規定の整理

概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行によるマイナンバー法改正に伴う引用規定の整理を行うもの（マイナンバー条例の改正）
施行期日：令和 7 年 4 月 1 日